

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町によるし尿等処理に関する事務の委託の経費の負担について

1 報告事項

令和6年6月27日に協議の議決を受けた藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（以下「2市1町」という。）によるし尿等処理に関する事務の委託の経費の負担について

2 経費の負担の概要

(1) 基本となる考え方

- ア し尿等処理に関する事務は、市民の全てがその恩恵を受けるものでないことから、公平の観点により、搬入量割を原則とする。
- イ 例外として、計画の策定に係る費用や人件費等の2市1町でまとめても単独でも変わらない経費については、均等割とする。

(2) 個別の規定について

- ア 処理の対象は、し尿、浄化槽汚泥、デスポーザ排水処理槽汚泥、その他2市1町が認めるもの（以下これらを総称して「し尿等」という。）とすることとした。（「藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町によるし尿等処理に関する事務の委託に関する協定書」第1条。以下の条文及び別表は、同協定書の規定。）
- イ 経費を①建設事業費、②処理費及び施設管理運営費、③増改築費、④解体費の4つに区分することとした。（第2条及び別表第1）
- ウ 経費の算出は、下表のとおりとすることとした。（第3条及び別表第2）

経費の区分	小区分	経費の算出方法	対象となる期間
建設事業費	工事費及び調査費に関する経費並びに発注・施工管理等に係る藤沢市職員の人件費に関する経費	搬入量割	当該年度前々年度から起算して過去5年間
	整備基本計画策定費に関する経費並びに発注・施工管理等に係る藤沢市職員の人件費に関する経費	均等割	—
	その他必要と認める費用	搬入量割	当該年度前々年度から起算して過去5年間

処理費及び 施設管理運 営費	し尿等の処理及び施設管理 運営に係る人件費に関する 経費	均等割	—
	し尿等の処理に要する経費 及び施設管理運営に要する 経費	搬入量割	当該年度
	施設の土地使用料に関する 経費	搬入量割	当該年度
	二酸化炭素排出抑制対策費 に関する経費	搬入量割	別途協議
	その他必要と認める費用	搬入量割	当該年度
増改築費	工事費及び調査費に関する 経費並びに発注・施工管理 等に係る藤沢市職員の人件 費に関する経費	搬入量割	施設稼働後からの実績 (ただし、2回目以後は 直前の増改築以後の期間 の実績)
	整備基本計画策定費に関す る経費並びに発注・施工管 理等に係る藤沢市職員の人 件費に関する経費	均等割	—
	その他必要と認める費用	搬入量割	施設稼働後からの実績 (ただし、2回目以後は 直前の増改築以後の期間 の実績)
解体費	工事費及び調査費に関する 経費	搬入量割	施設運営を開始した年度 から当該年度前々年度ま での実績
	発注・施工管理等に係る藤 沢市職員の人件費に関する 経費	搬入量割	施設運営を開始した年度 から当該年度前々年度ま での実績
	その他必要と認める費用	搬入量割	施設運営を開始した年度 から当該年度前々年度ま での実績

エ 経費の交付時期は、建設事業費、増改築費、解体費あつては協議して定める日までとし、処理費及び施設管理運営費にあつては4月、7月、10月、1月のそれぞれ末

日までとする。(第4条及び別表第3)

オ 構造物の所有権は藤沢市に帰属することとした。(第5条)

カ 連絡会議は、市長及び町長が指名した者で組織し、年に2回開催するが、臨時に開催することもできることとした。(第6条)

キ 条例等の制定等に関する協議の申入れをできることとした。(第7条)

ク その他定めのない事項等については協議して定めることとした。(第8条)

3 経過

(1) 令和5年3月 「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」の策定

(2) 令和6年6月27日 令和6年第2回市議会定例会において「藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に係る協議について」(議案第59号)の議決

(3) 令和6年11月15日 「藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町によるし尿等処理に関する事務の委託に関する協定書」の締結